

令和9年度税制改正に関する要望

令和8年7月

一般社団法人 日本損害保険協会

は じ め に

一般社団法人 日本損害保険協会

地球規模での気候変動による影響の著しい拡大が続く中、ハリケーン・山火事・洪水・干ばつなどの異常気象による自然災害が世界各地で頻発しております。

我が国においても近年、自然災害の激甚化・頻発化により国民生活は大きく脅かされております。平成30年に甚大な被害をもたらした台風21号、24号および7月の集中豪雨による支払保険金合計は1兆5,000億円を超え、翌年の令和元年にも、関東・東北地方を中心に140か所の堤防決壊をもたらした台風19号が発生するなど、2年続けて支払保険金合計は1兆円超に上りました。これ以降も毎年、全国各地で台風や豪雨などによる被害が発生しており、被災者の生活再建を支える損害保険の重要性は益々高まっております。

こうした自然災害の激甚化・頻発化を背景としたお客さまへの保険金支払が増加する中で、確実に保険金をお支払いするという損害保険会社の社会的使命を全うするため、安定的な事業運営を支える十分な異常危険準備金残高の確保が必要となります。

また、我が国の損害保険会社は、近年、リスクの地理的分散および事業の多角化を図る観点から、グローバルな事業展開を進めております。そのような中、国際課税の分野では、BEPS（税源浸食と利益移転）に関する国際的な合意に基づいてグローバル・ミニマム課税への対応が行われ、各国で国内法制化が進められております。これらの国際課税ルールの見直しや実施に際しては、外国子会社合算税制等の関連する国内税制も含め、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないよう、十分に留意いただきたいと考えております。

加えて、令和元年10月には消費税率が10%へ引き上げられましたが、保険料が非課税である損害保険では、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が、税率の引上げに伴って拡大していくことが懸念され、これらの課題を解消する対策の検討を進めていくことも必要であると考えます。

損害保険業界といたしましては、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。このような観点から、令和9年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実に要望いたしますので、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目 次

令和9年度税制改正要望項目	2
1. 国際課税ルールの改定における対応	4
2. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	5
3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて	6
4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化	7
5. 確定拠出年金に係る税制上の措置	8
6. 地震保険料控除制度の充実	9
7. 受取配当等の益金不算入制度の見直し	10
8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続	11

令和9年度税制改正要望項目

1. 国際課税ルールの変更における対応

要 望 内 容	現 行 税 制
国際課税ルールに基づく国内法制度の見直しや実施にあたっては、外国子会社合算税制等の関連する国内税制も含め、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないように、所要の手当てを行うこと	各国の国内法制においてグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）が導入された結果、二重課税が発生しうる状況となっている。

2. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

要 望 内 容	現 行 税 制								
火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること (本則積立率となる残高率も同様に引上げ)	洗替保証率は、保険料の30% 積立率は、以下のとおり。 ・本則積立率2%+令和9年度末までの以下の経過措置 <table><tr><th>保険種類</th><th>経過措置</th></tr><tr><td>火災、風水害</td><td>8%</td></tr><tr><td>貨物、運送、建工、動総</td><td>4%</td></tr><tr><td>賠償責任</td><td>適用なし</td></tr></table> ・残高率が30%を超える場合は、本則積立率2%	保険種類	経過措置	火災、風水害	8%	貨物、運送、建工、動総	4%	賠償責任	適用なし
保険種類	経過措置								
火災、風水害	8%								
貨物、運送、建工、動総	4%								
賠償責任	適用なし								

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

要 望 内 容	現 行 税 制
税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題（「税の累積」・「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること	保険料が非課税である損害保険においては、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が存在している。

4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

要 望 内 容	現 行 税 制
破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること	令和8年度末まで非課税措置

5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

要 望 内 容	現 行 税 制
確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること	令和 10 年度末まで課税停止措置 税率は約 1.2% (地方税含む)

6. 地震保険料控除制度の充実

要 望 内 容	現 行 税 制
地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること	平成 19 年 1 月に制度創設 控除限度額は所得税 50,000 円、 地方税 25,000 円

7. 受取配当等の益金不算入制度の見直し

要 望 内 容	現 行 税 制
受取配当等の益金不算入制度について、二重課税の防止の観点から議論を行うこと	持株比率 5%以下の株式について、 益金不算入割合は平成 27 年度より 20% (保険会社は 40%)

8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要 望 内 容	現 行 税 制
既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税 標準税率は 1.0% (特別法人事業税と合わせ約 1.3%)

1. 国際課税ルールの改定における対応

<要望内容>

国際課税ルールに基づく国内法制度の見直しや実施にあたっては、外国子会社合算税制等の関連する国内税制も含め、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないように、所要の手当てを行うこと

<要望理由>

- 令和3年10月、B E P S（税源浸食と利益移転）に関する経済協力開発機構（O E C D）/ G 2 0 の会合において、新国際課税ルールの合意がまとめられております。本国際合意は、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱で構成されております。
- 本国際合意を踏まえ、各国において国内法制化が進められておりますが、これらに伴う不利益が生じている場合は（外国子会社合算税制等も含め）所要の改正を行うことが必要と考えております。

【具体事例】

- 一部の無税国において法人税等の導入が進んでいる一方、これらの国に所在する会社が、引き続き第三国の連結納税グループに含まれ、当該第三国において納税を行っているケースが存在いたします。
- 現行の外国子会社合算税制の法令では上記のような状況が十分に想定されておらず、結果的に法の趣旨に反して二重課税が発生する状況が確認されております。法の趣旨に反する二重課税が防止されるよう、関連法令の改正を行う必要があると考えております。

【令和8年度税制改正大綱（抜粋）】

グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、国際課税システムの安定化等を目的とした、グローバル・ミニマム課税と米国をはじめとする一定の要件を満たす国の税制との共存等に係る国際的な議論が継続している状況にあり、近く国際合意に至る場合には当該合意に則り早急に見直しを検討する等、議論の状況を踏まえて今後対応を検討する。あわせて、令和8年度税制改正において、O E C Dにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和8年度税制改正においても引き続き見直しを行うとともに、令和9年度以降の税制改正においても必要な見直しの検討を行う。

２．火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

<要望内容>

火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の 30%から 40%に引き上げること
(本則積立率となる残高率も同様に引上げ)

<要望理由>

- 損害保険会社は、台風・豪雨・雪害などの自然災害を始めとする、発生周期・規模・頻度の予測が困難な巨大災害に対しても確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、その事業特性上、災害発生時と平時との間で大きく保険金支払額の差が生じることが避けられないため、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、いつ発生するか分からない巨大災害発生時の保険金支払に備え、我が国の「安心かつ安全で持続可能な社会の実現」と「経済および国民生活の安定と向上」に重要な役割を果たしております。
- しかしながら、平成30年および令和元年に発生した自然災害による保険金支払は2年続けて1兆円超に上り、これ以降も毎年、全国各地で台風や豪雨などによる被害が発生しております。また、近年の地球規模での気候変動による影響により、台風や豪雨などの災害の激甚化・頻発化が進み、お客さまへの保険金支払が増加する中、安定的な火災保険事業の運営を行うために異常危険準備金残高の一層の確保が必要となっています。
- 異常危険準備金の制度は、令和7年度税制改正において措置がなされたものの、残高の上限となる洗替保証率については、巨大自然災害が連続して発生するリスクの実現性に鑑みて、現行の30%（業界全体で9,000億円水準）では十分と言えない状況にあり、40%への引上げが必要と考えます。また、積立率に関して、残高率が30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっておりますが、これについても同様に40%への引上げを要望いたします。
- 火災保険は、自然災害リスクに対する国民と企業の自助取組の中心に位置しており、我が国の気候変動リスクの対策において必要不可欠なものであります。これら異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、火災保険事業の持続可能性を高め、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

<要望内容>

**税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題
（「税の累積」・「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること**

<要望理由>

- 政府の「社会保障・税一体改革」の取組により、我が国の消費税率については、令和元年10月に10%まで引き上げられました。
- 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっております。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の「税の累積」・「税の中立性の阻害」という2つの課題を発生させております。

【課題1】「税の累積」について

一般事業者にとって原価の一部である損害保険料（自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等）のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっております。このことにより、流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」という課題が発生しております。

【課題2】「税の中立性の阻害」について

損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しております。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することとなります。このことにより、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）が発生しております。

この課題を解決する一つの方法として、付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税するグループ納税制度を導入しており、我が国においても同様な制度の導入が必要であると考えます。

- 付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施しております。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

<要望内容>

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること（非課税措置は令和8年度末で期限切れとなる）

<要望理由>

- 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。
- 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、令和8年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に寄与するものと考えます。
- なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成17年度税制改正により恒久化されています。

5. 確 定 拠 出 年 金 に 係 る 税 制 上 の 措 置

<要望内容>

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（令和10年度末まで経過措置により課税停止）

<要望理由>

- 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってまいりました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきております。こうしたことを背景に、企業年金制度においては、従来の確定給付年金から確定拠出年金への移行が既に広く定着しており、多様な働き方を支える基盤として重要な役割を担っております。
- こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠であります。
- 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものですが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。
- 国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、令和10年度末までの経過措置により課税停止とされておりますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

6. 地 震 保 険 料 控 除 制 度 の 充 実

<要望内容>

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること

<要望理由>

- 平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震に代表されるように、我が国は、世界的に見ても大規模な地震災害に頻繁に見舞われる「地震国」であり、その都度甚大な損害を被っております。
- 地震保険制度は、我が国のこうした特性も踏まえ、昭和 39 年に発生した新潟地震を契機として昭和 41 年に「被災者の生活の安定に寄与すること」を目的に創設され、これまでの間、政府の再保険による下支えを受けながら、保険制度という「自助」の機能として我が国の地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献してまいりました。
- また、国民の自助努力を高めて強靱な社会の形成に貢献するべく、地震保険の理解促進および加入促進に、損害保険業界を挙げて取り組んでまいりました。平成 19 年 1 月には、こうした取組を後押しする「地震保険料控除制度」が創設され、その後も年々地震保険の世帯加入率は高まっております。
- 一方、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されております。これを踏まえ、平成 29 年 1 月および平成 31 年 1 月、令和 3 年 1 月に地震保険料率の引上げが 3 段階で実施され、さらに令和 4 年 10 月にも改定されております。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」の充実策を検討する必要があるものと考えます。
- 地震保険料控除制度が充実することで、同制度が「自助努力の促進」の役割を引き続き果たし、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

7. 受取配当等の益金不算入制度の見直し

<要望内容>

受取配当等の益金不算入制度について、二重課税の防止の観点から議論を行うこと

<要望理由>

- 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、二重課税の防止を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられております。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような仕組みは諸外国においても広く導入されております。
- しかしながら、平成 27 年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率 5 %以下の株式について、益金不算入割合が引き下げられました。
- 本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。
- 受取配当等の益金不算入制度は二重課税の防止を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。

8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

<要望内容>

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

<要望理由>

- 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 27 年度、28 年度税制改正において、外形標準課税の段階的な拡充が行われております。
- 一方で、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種のうち、電気供給業は、令和 2 年度、ガス供給業は、令和 4 年度の税制改正において、収入金額課税の一部見直しが実施されています。
- 損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。